

札幌市告示第2744号

令和4年(2022年)6月29日付け札幌市告示第2631号の内容に係る訂正について、下記のとおり告示する。

令和4年(2022年)7月7日

札幌市長 秋元 克広

記

1 訂正する内容

札幌市告示第2631号別表の工事番号「22(下)第0124号」工事名「新川水再生プラザ第1処理施設雨水ポンプエンジン用煙突ほか改修工事」にかかる設計図書の一部を下記のとおり訂正し、入札日等を別表のとおり変更する。

2 設計図書の訂正箇所

別紙のとおり

3 担当部局

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係

電話011-211-2442

電子入札

0	調達案件番号	2203012411	
1	工事（業務）番号	22（下）第 0124 号	
2	工事（業務）概要	工事（業務）名	新川水再生プラザ第1処理施設雨水ポンプエンジン用煙突ほか改修工事
		工期（履行期間）	着手の日から令和5年02月06日まで
3	入札参加資格の申請及び審査	審査方式	事後審査方式（入札参加資格の確認は落札を保留して行う。）
		申請書等提出期限（日）	開札日の翌日まで（審査順1位の落札候補者のみ）
		落札結果通知予定日	令和4年7月27日
4	入札及び開札の日時・場所等	電子入札案件区分	電子入札
		入札期間（年月日）	令和4年07月19日（08時00分～20時00分） 令和4年07月20日（08時00分～17時00分）
		開札予定日時	令和4年07月21日 09時30分
		場所	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎14階財政局入札室
		提出方法	電子入札システムによること。

工事名 新川水再生プラザ第1処理施設雨水ポンプエンジン用煙突ほか改修工事

一金 工事請負費 円

内訳 工事価格 円

消費税等相当額 円

工 事 説 明 書

1. 施工場所

札幌市西区八軒9条西7丁目1番65号

2. 工事概要

下記工事を行う

ア 第1処理施設雨水ポンプエンジン用煙突内の改修

(雨水ポンプエンジン用1本 約18m)

イ 旧汚泥処理施設の笠木等改修 (約270m)

3. 工 期

契約書に示す着手の日から

令和5年1月30日まで

(共通費の算定に用いる工期 6.5 ヵ月)

工事名 新川水再生プラザ第1処理施設雨水ポンプエンジン用煙突ほか改修工事

一金 工事請負費 円

内訳 工事価格 円

消費税等相当額 円

工 事 説 明 書

1. 施工場所

札幌市西区八軒9条西7丁目1番65号

2. 工事概要

下記工事を行う

ア 第1処理施設雨水ポンプエンジン用煙突内の改修

(雨水ポンプエンジン用1本 約18m)

イ 旧汚泥処理施設の笠木等改修 (約270m)

3. 工 期

契約書に示す着手の日から

令和5年2月6日まで

(共通費の算定に用いる工期 6.5 ヵ月)

I. 工事概要

- 1 工事名称 新川水再生プラザ第1処理施設雨水ポンプエンジン用煙突ほか改修工事
- 2 工事場所 札幌市西区八軒9条西7丁目1番65号
- 3 工事内容 第1処理施設雨水ポンプエンジン用煙突改修
第1処理施設旧汚泥処理施設屋上笠木等改修

工事種目	改修工事	用途地域等	-
構造／階数	-	敷地面積	-
延べ面積	-		

4 工期 契約に示す着手日から 令和 5年 1月30日まで

5 部分引渡し 部分引渡しの時期 : 令和 年 月 日まで
部分引渡しの範囲 :

- 6 別途工事
本工事に関係のある工事は下記のとおりである。
機械設備工事(新川水再生プラザNo.3雨水エンジンポンプ機械設備工事)
令和 3年 11月着手済
・電気設備工事() 令和 年 月 旬着手予定
・外構工事 () 令和 年 月 旬着手予定

II. 建築工事仕様

- 1 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版[平成31年5月改定])」による。
- 2 特記仕様
(1)項目は、番号に印のついたものを適用する。
(2)特記事項は印のついたものを適用する。
印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
印と印のついた場合は共に適用する。
- 3 特記事項に記載の()内表示番号は、公共建築改修工事標準仕様書、(標)内表示番号は公共建築工事標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

1章 共通事項

01 適用基準類	建築工事標準詳細図【国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(平成28年版)】 工事写真撮影ガイドブック(建築工事編及び解体工事編)【国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(平成30年版)】 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)【国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(令和4年版)】 ・寒中コンクリート施工指針・同解説【日本建築学会】 ※(参考資料) 建築改修工事監理指針上巻・下巻【国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(令和元年版)】 ※(参考資料) 建築工事監理指針上巻・下巻【国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(令和元年版)】 ・札幌市土木工事共通仕様書(最新版) ・下水道管渠工事仕様書(最新版) ・コンクリート標準示方書
02 ISO9001の適用について	(1) ISO認証取得 受注者は、ISO認証取得を活用した監督業務等の取扱いの適用を希望するときは、下記(ア)から(イ)までの書類の写しを提出し、監督職員と協議のうえ活用工事とすることができる。ただし、低入札価格調査等の対象となった場合を除く。 (ア) ISO9001認証の取得に係る登録証の写し (イ) ISO9001の審査に係る書類(合否判定結果及び審査報告書) (ウ) 工事を担当する内部組織が、ISO9001認証を取得していることを示す書類 (エ) ISO9001認証の範囲が工事の内容に一致していることを示す書類 ただし、(ア)で内容が確認できる場合は(ウ)、(イ)は不要 (2) 活用工事の取消しの申出 ISO9001認証が取り消され、又はその維持が困難と見込まれるときは、速やかに監督職員に申し出なければならない。 (3) 活用工事の取扱いの中止 上記活用工事の取消しの申し出、又は受注者の検査記録の確認及び品質マネジメントシステムの運用状況の把握を行った結果、不適合が多いと認められたときは、この取扱いを中止し、通常の監督業務を実施する。 (4) 品質マネジメントシステムの取扱い (ア) 受注者は、品質マネジメントシステムに基づき作成する品質計画書に記載すべき事項は、品質方針及び品質目標の他に下記に示す項目を、施工計画書に記載し、工事着手前までに工事監督職員に提出し、承諾を得なければならない。(a) 検査計画及び確認・立会計画 (b) 各監視・測定(検定)の担当者及び承認者、資格 (c) 当該工事現場に対する内部監査計画 (d) 監視機器及び測定機器監理計画 (e) トレーサビリティ管理計画 (f) 不適合管理計画 (イ) 特定共同企業体の場合は、その代表者の品質マネジメントシステムを共同企業体の品質マネジメントシステムとして適用する。 (5) 工事管理 工事管理に当たっては「公共建築におけるISO9001:2000適用 建築工事施工管理要領(公共建築協会)」を参考とする。
03 アスベスト等の事前調査	(1) 施工計画書の作成に当たっては、「アスベスト調査票」並びに「当該施設のしゅん功図等」を貸与するので、図面及び現場の目視調査で施工場所におけるアスベスト及びその他有害物質の有無を確認する。 また、調査結果については、大気汚染防止法の規定に基づき書面にて発注者に説明するとともに、公衆が見やすいように掲示する。 (2) アスベスト及びその他有害物質の使用が不明な見え隠れ部分の調査については、保護具を装着して、必要に応じて建材を湿潤に保ちながら手ばらして行い、新たにアスベスト及びその他有害物質を発見した場合には、速やかに作業を中止し、監督職員と施工方法等について協議する。
04 公共建築物の環境配慮	工事の施工に当たっては、本市の「環境方針」(札幌市公共建築物環境配慮ガイドライン)の意図を理解し、環境に配慮した施工に努める。
05 グリーン購入	「札幌市グリーン購入ガイドライン」により環境負荷の低減を考慮した材料等を選定し、グリーン購入の推進に努める。(1.4.1) また、当該材料等を購入した場合、種別、数量等を監督職員に報告する。 加えて、資材(材料及び機材を含む)の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の環境負荷低減に配慮されたものを使用するよう努める。 (1) 再生クワツランの購入施設名(以下の章共通) 札幌リサイクル骨材㈱(東区中沼町45番地26) 小橋北豊㈱(南区石山230番地) 札幌環境資材センター(手稲区曙5条5丁目110番地18) 榎松原産業(白石区川下2111番地3)

06 施工条件	野田工業㈱(中央区盤漕264番地) (2) 汚泥再生材の購入施設名(以下の章共通) ㈱大伸(厚別区厚別町山本1064番72) オテッサ・テクス㈱(東区北丘珠1条3丁目654番地) (協)公清企業(東区中沼町45番地23) 購入条件、購入時期等については、当施設と事前に協議する。 ・施工時間 9:00~17:00 (1.3.5) ・施工順序 監督員との協議による ・工事用車両駐車場 監督員との協議による ※屋内外に関わらず敷地内は全面禁煙とする(現場事務所、駐車場含む)。 ・その他施工条件 図示
07 電気工作物の種別及び電気保安技術者	・置く(種別) ※置かない (1.3.3) 電気保安技術者は、監督職員の指示に従い電気工作物の保安業務を行う。
08 組合等の活用	「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に基づき、官公需適格組合等の活用に努める。
09 建築材料等	「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿」(社)公共建築協会編集)により評価を受けた材料を使用する場合は、評価書の添付により品質等資料の提出を省略することができる。(1.4.2)
10 道産材の使用	本工事に使用する主要資材のうち、道内で産出、生産または製造される資材等で、規格品質等が適正である場合は、これを優先的に使用するよう努める(木材および木材製品は除く)。
11 地域材の使用	本工事に使用する木材または木材を原料とする資材を使用する場合は、地域材(道内の森林で産出され、道内で加工された木材)を優先的に使用することとし、使用した材料の種別、産地等を監督職員に報告する。
12 木材資源の有効利用と合理化	地球環境保全の観点から、熱帯雨林の保護と木材資源の有効利用を図るため、型枠合板、仮設資材等の合理的使用に努める。 製材等、フローリングまたは再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、あらかじめ「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(林野庁 平成18年2月15日)に準拠した証明書等を、監督職員に提出する。(1.4.2)

13 技能士	技能士の適用は以下とする。ただし、作業が軽易な場合は監督職員の承諾を受けて省略することができる。(1.6.2) 指定職種 <table border="1"> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> </tr> <tr> <td>仮設工事</td> <td>とび</td> </tr> <tr> <td>防水改修工事</td> <td>防水施工 建築板金(内外装板金作業)</td> </tr> <tr> <td>外壁改修工事</td> <td>樹脂接着剤注入施工 左官 タイル張り</td> </tr> <tr> <td>建具改修工事</td> <td>サッシ施工 ガラス施工 自動ドア施工</td> </tr> <tr> <td>内装改修工事</td> <td>建築大工 内装仕上施工(鋼製下地工作業) 建築板金(内外装板金作業) 内装仕上施工(床、ボード仕上) 表装(壁装作業) 左官 熱線線施工 タイル張り</td> </tr> <tr> <td>カーテンウォール工事</td> <td>カーテンウォール施工 サッシ施工 ガラス施工</td> </tr> <tr> <td>塗装工事</td> <td>塗装</td> </tr> <tr> <td>耐震改修工事</td> <td>鉄筋施工 型枠施工 コンクリート圧送施工 鉄工 とび</td> </tr> <tr> <td>環境配慮改修工事</td> <td>配管 路面標示施工 造園</td> </tr> </table>	工事種目	技能検定職種	仮設工事	とび	防水改修工事	防水施工 建築板金(内外装板金作業)	外壁改修工事	樹脂接着剤注入施工 左官 タイル張り	建具改修工事	サッシ施工 ガラス施工 自動ドア施工	内装改修工事	建築大工 内装仕上施工(鋼製下地工作業) 建築板金(内外装板金作業) 内装仕上施工(床、ボード仕上) 表装(壁装作業) 左官 熱線線施工 タイル張り	カーテンウォール工事	カーテンウォール施工 サッシ施工 ガラス施工	塗装工事	塗装	耐震改修工事	鉄筋施工 型枠施工 コンクリート圧送施工 鉄工 とび	環境配慮改修工事	配管 路面標示施工 造園
工事種目	技能検定職種																				
仮設工事	とび																				
防水改修工事	防水施工 建築板金(内外装板金作業)																				
外壁改修工事	樹脂接着剤注入施工 左官 タイル張り																				
建具改修工事	サッシ施工 ガラス施工 自動ドア施工																				
内装改修工事	建築大工 内装仕上施工(鋼製下地工作業) 建築板金(内外装板金作業) 内装仕上施工(床、ボード仕上) 表装(壁装作業) 左官 熱線線施工 タイル張り																				
カーテンウォール工事	カーテンウォール施工 サッシ施工 ガラス施工																				
塗装工事	塗装																				
耐震改修工事	鉄筋施工 型枠施工 コンクリート圧送施工 鉄工 とび																				
環境配慮改修工事	配管 路面標示施工 造園																				
14 特別な材料の工法	公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)又は公共建築工事標準仕様書(建築工事編)に記載されていない特別な材料の工法は、監督職員の承諾を受けて当該製品の指定工法によることができる。																				
15 特許権等	特許権等の出願を行う場合は、あらかじめ発注者と協議する。(1.1.11) 札幌市建設工事請負契約約款第8条に基づく特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料及び施工方法等。 ・特許権等の種類()																				
16 火災保険	付保する保険：工事の内容により、火災保険、建設工事保険、組立保険等の1以上の保険を付す。 保険の期日：始期～保険の目的物が工事現場に搬入される日 終期～しゅん功期限+14日以上																				
17 法定外の労災保険の付保	(1) 受注者は、本工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するため、法定外の労災保険を付す。 (2) 前項である保険契約を終結したときは、その証券又はこれに代わるものの写しを速やかに監督職員へ提出する。																				
18 工事現場の安全衛生管理	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第30条第2項の規定に基づき、同法第30条第1項に規定する措置を講ずべき特定元方事業者として指定された時は、関係法令に従い必要な措置を講ずる。 また、敷地内の除排雪については、工事の安全確保等のため適切に行う。																				
19 公衆災害の防止及び安全管理	受注者は建築工事に当たって、安全施工を図り公衆災害を防止するため、「建築工事安全施工技術指針」及び「建設工事公衆災害防止対策要綱」を遵守しなければならない。また、有害ガス又は引火性ガスの発生のおそれがある場合は安全を確認し作業を行う。																				
20 交通安全及び公害対策	(1) タンクトラック等、大型貨物運搬車両による土砂及び工事用資材の輸送に当たっては、踏切、スクールゾーン等、工事車両が人命等に影響を及ぼす区間が輸送路になる場合、または埃、振動、騒音等の害のある区間が輸送路になる場合は、必要に応じて地域住民及び関係機関等の連絡を密にし、交通安全の確保、公害等の対策に万全を期さねばならない。 (2) 工事期間中は、交通誘導警備員を以下の条件に沿って配置し、現場内における安全確保に努めなければならない。なお、必要となる交通誘導警備員の人数は、作業形態に応じた配置計画等とともに、あらかじめ監督職員と協議すること。																				

I. 工事概要

- 1 工事名称 新川水再生プラザ第1処理施設雨水ポンプエンジン用煙突ほか改修工事
- 2 工事場所 札幌市西区八軒9条西7丁目1番65号
- 3 工事内容 第1処理施設雨水ポンプエンジン用煙突改修
第1処理施設旧汚泥処理施設屋上笠木等改修

工事種目	改修工事	用途地域等	-
構造/階数	-	敷地面積	-
延べ面積	-		

4 工期 契約に示す着手日から 令和 5年 2月 6日まで

5 部分引渡し 部分引渡しの時期 : 令和 年 月 日まで
部分引渡しの範囲 :

- 6 別途工事
本工事に関係のある工事は下記のとおりである。
機械設備工事(新川水再生プラザNo.3雨水エンジンポンプ機械設備工事)
令和 3年 11月着手済
・電気設備工事()令和 年 月 旬着手予定
・外構工事 ()令和 年 月 旬着手予定

II. 建築工事仕様

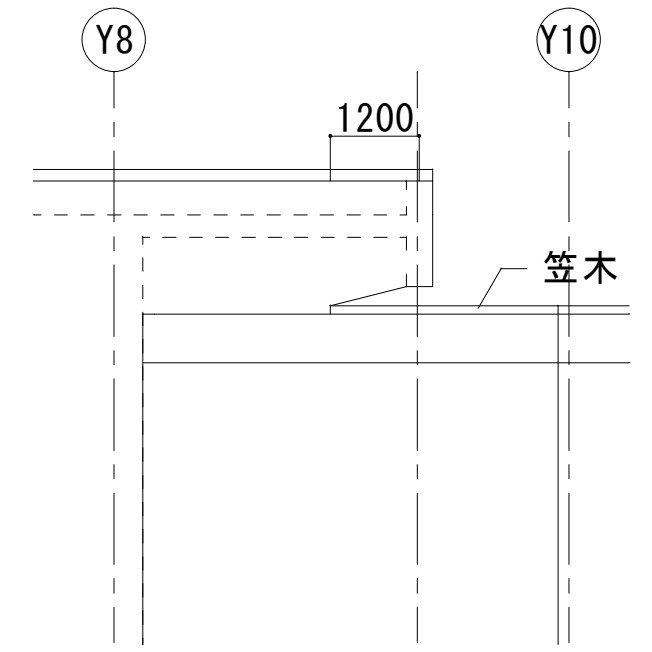
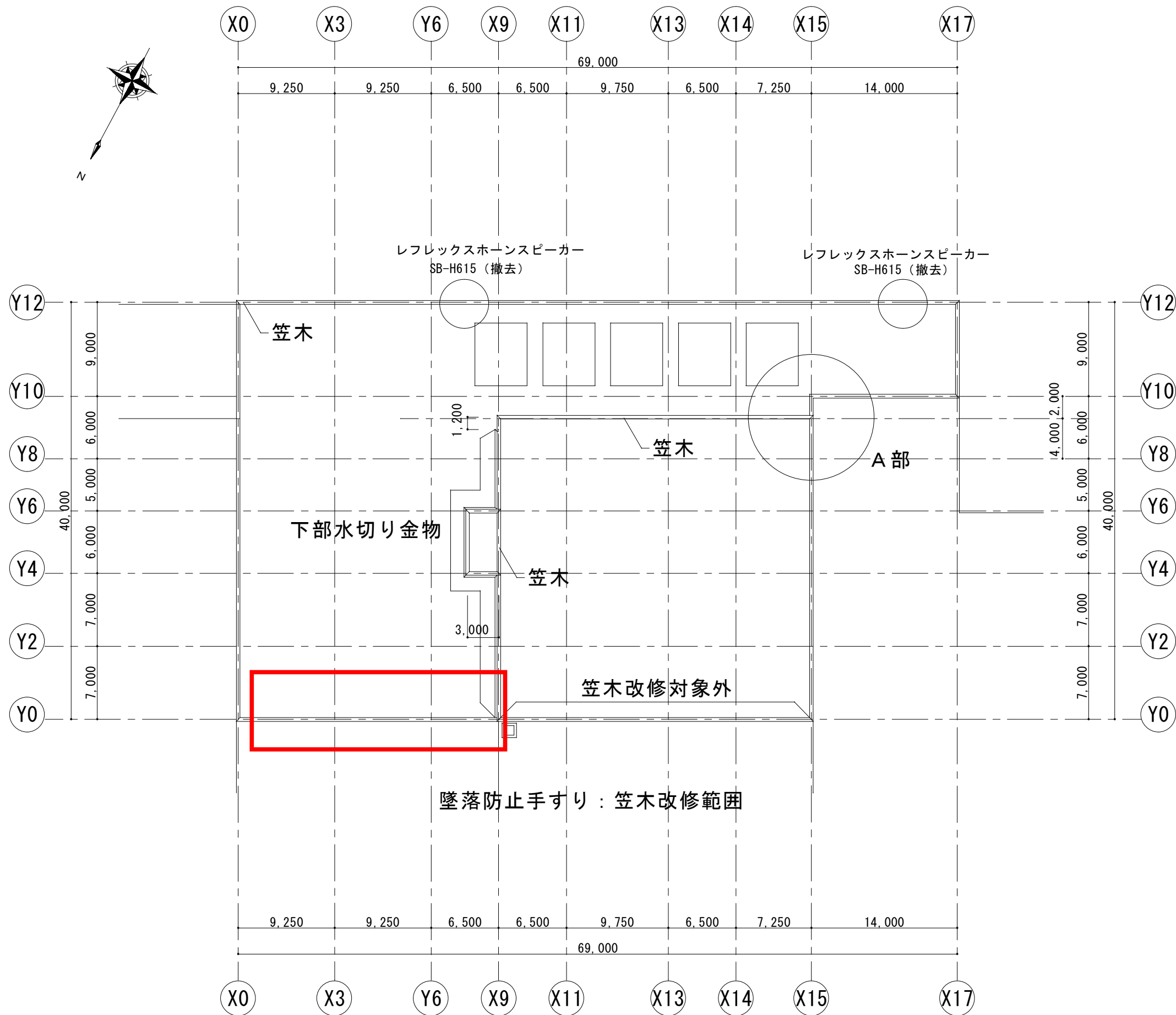
- 1 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版[平成31年5月改定])」による。
- 2 特記仕様
(1)項目は、番号に□印のついたものを適用する。
(2)特記事項は□印のついたものを適用する。
□印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
□印と☒印のついた場合は共に適用する。
- 3 特記事項に記載の()内表示番号は、公共建築改修工事標準仕様書、(標)内表示番号は公共建築工事標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

1章 共通事項

01 適用基準類	<p>建築工事標準詳細図【国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(平成28年版)】</p> <p>工事写真撮影ガイドブック(建築工事編及び解体工事編) 【国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(平成30年版)】</p> <p>公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 【国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(令和4年版)】</p> <p>寒中コンクリート施工指針・同解説【日本建築学会】 ※(参考資料) 建築改修工事監理指針上巻・下巻 【国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(令和元年版)】</p> <p>※(参考資料) 建築工事監理指針上巻・下巻 【国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(令和元年版)】</p> <p>札幌市土木工事共通仕様書(最新版) 下水道管渠工事仕様書(最新版) コンクリート標準示方書</p>
02 ISO9001の適用について	<p>(1) ISO認証取得 受注者は、ISO認証取得を活用した監督業務等の取扱いの適用を希望するときは、下記(ア)から(イ)までの書類の写しを提出し、監督職員と協議のうえ活用工事とすることができる。ただし、低入札価格調査等の対象となった場合を除く。 (ア) ISO9001認証の取得に係る登録証の写し (イ) ISO9001の審査に係る書類(合否判定結果及び審査報告書) (ウ) 工事を担当する内部組織が、ISO9001認証を取得していることを示す書類</p> <p>(エ) ISO9001認証の範囲が工事の内容に一致していることを示す書類 ただし、(ア)で内容が確認できる場合は(ウ)、(イ)は不要</p> <p>(2) 活用工事の取消しの申出 ISO9001認証が取り消され、又はその維持が困難と見込まれるときは、速やかに監督職員に申し出なければならない。</p> <p>(3) 活用工事の取扱いの中止 上記活用工事の取消しの申し出、又は受注者の検査記録の確認及び品質マネジメントシステムの運用状況の把握を行った結果、不適合が多いと認められたときは、この取扱いを中止し、通常の監督業務を実施する。</p> <p>(4) 品質マネジメントシステムの取扱い (ア) 受注者は、品質マネジメントシステムに基づき作成する品質計画書に記載すべき事項は、品質方針及び品質目標の他に下記に示す項目を、施工計画書に記載し、工事着手前までに工事監督職員に提出し、承諾を得なければならない。(a) 検査計画及び確認・立会計画 (b) 各監視・測定(検定)の担当者及び承認者、資格 (c) 当該工事現場に対する内部監査計画 (d) 監視機器及び測定機器監理計画 (e) トレーサビリティ管理計画 (f) 不適合管理計画</p> <p>(イ) 特定共同企業体の場合は、その代表者の品質マネジメントシステムを共同企業体の品質マネジメントシステムとして適用する。</p> <p>(5) 工事管理 工事管理に当たっては「公共建築におけるISO9001:2000適用 建築工事施工管理要領(公共建築協会)」を参考とする。</p>
03 アスベスト等の事前調査	<p>(1) 施工計画書の作成に当たっては、「アスベスト調査票」並びに「当該施設のしゅん功図等」を貸与するので、図面及び現場の目視調査で施工場所におけるアスベスト及びその他有害物質の有無を確認する。 また、調査結果については、大気汚染防止法の規定に基づき書面にて発注者に説明するとともに、公衆が見やすいように掲示する。</p> <p>(2) アスベスト及びその他有害物質の使用が不明な見え隠れ部分の調査については、保護具を装着して、必要に応じて建材を湿潤に保ちながら手ばらして行い、新たにアスベスト及びその他有害物質を発見した場合には、速やかに作業を中止し、監督職員と施工方法等について協議する。</p>
04 公共建築物の環境配慮	<p>工事の施工に当たっては、本市の「環境方針」(札幌市公共建築物環境配慮ガイドライン)の意図を理解し、環境に配慮した施工に努める。</p>
05 グリーン購入	<p>「札幌市グリーン購入ガイドライン」により環境負荷の低減を考慮した材料等を選定し、グリーン購入の推進に努める。(1.4.1) また、当該材料等を購入した場合、種別、数量等を監督職員に報告する。 加えて、資材(材料及び機材を含む)の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の環境負荷低減に配慮されたものを使用するよう努める。</p> <p>(1) 再生クワッツランの購入施設名(以下の章共通) 札幌リサイクル骨材㈱(東区中沼町45番地26) 小橋北豊㈱(南区石山230番地) 札幌環境資材センター(手稲区曙5条5丁目110番地18) 榎松原産業(白石区川下2111番地3)</p>

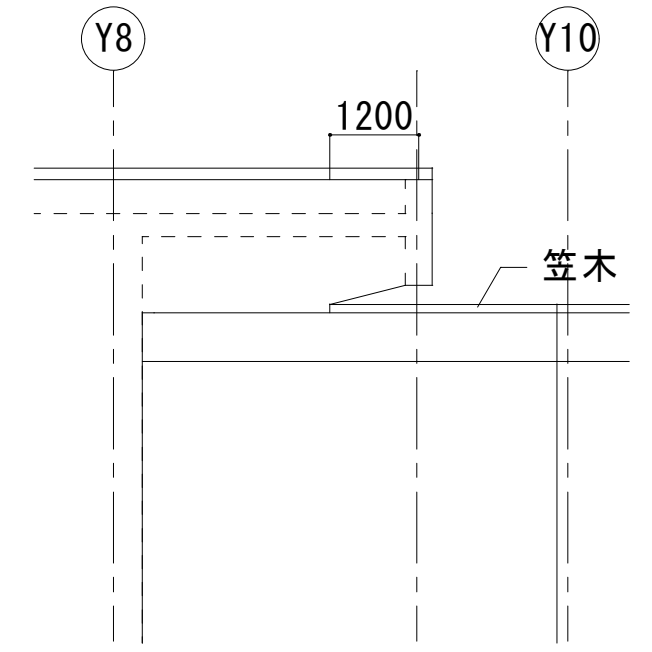
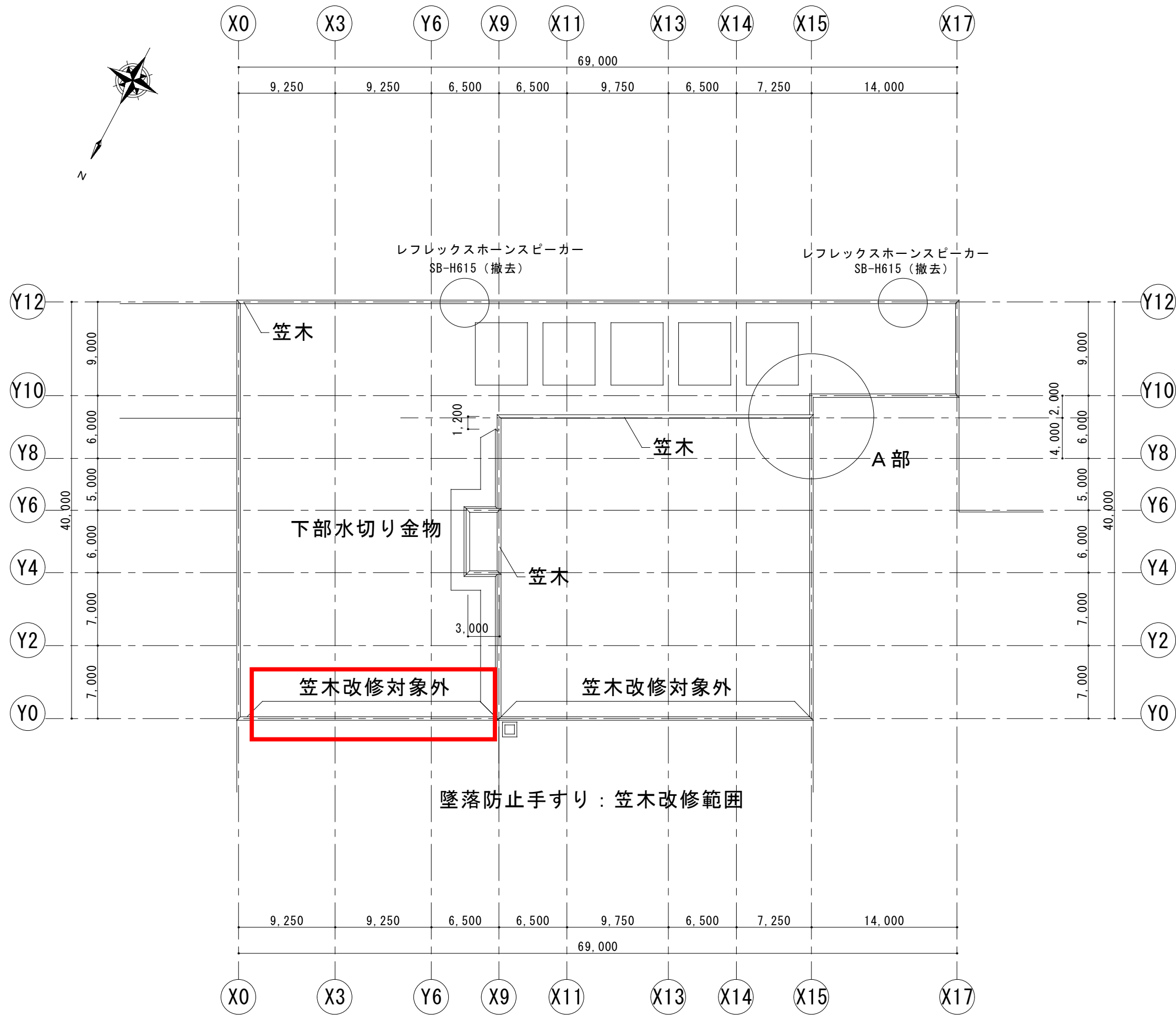
06 施工条件	<p>野田工業㈱(中央区盤漕264番地) (2) 汚泥再生材の購入施設名(以下の章共通) ㈱大伸(厚別区厚別町山本1064番72) オテッサ・テクス㈱(東区北丘珠1条3丁目654番地) (協)公清企業(東区中沼町45番地23) 購入条件、購入時期等については、当施設と事前に協議する。</p> <p>・施工時間 9:00~17:00 (1.3.5) ・施工順序 監督員との協議による ・工事用車両駐車場 監督員との協議による ※屋内外に関わらず敷地内は全面禁煙とする(現場事務所、駐車場含む)。 ・その他施工条件 図示</p>
07 電気工作物の種別及び電気保安技術者	<p>・置く(種別) ※置かない (1.3.3) 電気保安技術者は、監督職員の指示に従い電気工作物の保安業務を行う。</p>
08 組合等の活用	<p>「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に基づき、官公需適格組合等の活用に努める。</p>
09 建築材料等	<p>「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿」(社)公共建築協会編集)により評価を受けた材料を使用する場合は、評価書の添付により品質等資料の提出を省略することができる。(1.4.2)</p>
10 道産材の使用	<p>本工事に使用する主要資材のうち、道内で産出、生産または製造される資材等で、規格品質等が適正である場合は、これを優先的に使用するよう努める(木材および木材製品は除く)。</p>
11 地域材の使用	<p>本工事に使用する木材または木材を原料とする資材を使用する場合は、地域材(道内の森林で産出され、道内で加工された木材)を優先的に使用することとし、使用した材料の種別、産地等を監督職員に報告する。</p>
12 木材資源の有効利用と合理化	<p>地球環境保全の観点から、熱帯雨林の保護と木材資源の有効利用を図るため、型枠合板、仮設資材等の合理的使用に努める。 製材等、フローリングまたは再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、あらかじめ「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(林野庁 平成18年2月15日)に準拠した証明書等を、監督職員に提出する。(1.4.2)</p>

13 技能士	<p>技能士の適用は以下とする。ただし、作業が軽易な場合は監督職員の承諾を受けて省略することができる。(1.6.2)</p> <p>指定職種</p> <table border="1"> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> </tr> <tr> <td>仮設工事</td> <td>とび</td> </tr> <tr> <td>防水改修工事</td> <td>防水施工 建築板金(内外装板金作業)</td> </tr> <tr> <td>外壁改修工事</td> <td>樹脂接着剤注入施工 左官 タイル張り</td> </tr> <tr> <td>建具改修工事</td> <td>サッシ施工 ガラス施工 自動ドア施工</td> </tr> <tr> <td>内装改修工事</td> <td>建築大工 内装仕上施工(鋼製下地工作業) 建築板金(内外装板金作業) 内装仕上施工(床、ボード仕上) 表装(壁装作業) 左官 熱線緑施工 タイル張り</td> </tr> <tr> <td>カーテンウォール工事</td> <td>カーテンウォール施工 サッシ施工 ガラス施工</td> </tr> <tr> <td>塗装工事</td> <td>塗装</td> </tr> <tr> <td>耐震改修工事</td> <td>鉄筋施工 型枠施工 コンクリート圧送施工 鉄工 とび</td> </tr> <tr> <td>環境配慮改修工事</td> <td>配管 路面標示施工 造園</td> </tr> </table>	工事種目	技能検定職種	仮設工事	とび	防水改修工事	防水施工 建築板金(内外装板金作業)	外壁改修工事	樹脂接着剤注入施工 左官 タイル張り	建具改修工事	サッシ施工 ガラス施工 自動ドア施工	内装改修工事	建築大工 内装仕上施工(鋼製下地工作業) 建築板金(内外装板金作業) 内装仕上施工(床、ボード仕上) 表装(壁装作業) 左官 熱線緑施工 タイル張り	カーテンウォール工事	カーテンウォール施工 サッシ施工 ガラス施工	塗装工事	塗装	耐震改修工事	鉄筋施工 型枠施工 コンクリート圧送施工 鉄工 とび	環境配慮改修工事	配管 路面標示施工 造園
工事種目	技能検定職種																				
仮設工事	とび																				
防水改修工事	防水施工 建築板金(内外装板金作業)																				
外壁改修工事	樹脂接着剤注入施工 左官 タイル張り																				
建具改修工事	サッシ施工 ガラス施工 自動ドア施工																				
内装改修工事	建築大工 内装仕上施工(鋼製下地工作業) 建築板金(内外装板金作業) 内装仕上施工(床、ボード仕上) 表装(壁装作業) 左官 熱線緑施工 タイル張り																				
カーテンウォール工事	カーテンウォール施工 サッシ施工 ガラス施工																				
塗装工事	塗装																				
耐震改修工事	鉄筋施工 型枠施工 コンクリート圧送施工 鉄工 とび																				
環境配慮改修工事	配管 路面標示施工 造園																				
14 特別な材料の工法	<p>公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)又は公共建築工事標準仕様書(建築工事編)に記載されていない特別な材料の工法は、監督職員の承諾を受けて当該製品の指定工法によることができる。</p>																				
15 特許権等	<p>特許権等の出願を行う場合は、あらかじめ発注者と協議する。(1.1.11) 札幌市建設工事請負契約約款第8条に基づく特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料及び施工方法等。 ・特許権等の種類()</p>																				
16 火災保険	<p>付保する保険：工事の内容により、火災保険、建設工事保険、組立保険等の1以上の保険を付す。 保険の期日：始期～保険の目的物が工事現場に搬入される日 終期～しゅん功期限+14日以上</p>																				
17 法定外の労災保険の付保	<p>(1) 受注者は、本工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するため、法定外の労災保険を付す。 (2) 前項である保険契約を終結したときは、その証券又はこれに代わるものの写しを速やかに監督職員へ提出する。</p>																				
18 工事現場の安全衛生管理	<p>労働安全衛生法(昭和47年法律第57条)第30条第2項の規定に基づき、同法第30条第1項に規定する措置を講ずべき特定元方事業者として指定された時は、関係法令に従い必要な措置を講ずる。 また、敷地内の除排雪については、工事の安全確保等のため適切に行う。</p>																				
19 公衆災害の防止及び安全管理	<p>受注者は建築工事に当たって、安全施工を図り公衆災害を防止するため、「建築工事安全施工技術指針」及び「建設工事公衆災害防止対策要綱」を遵守しなければならない。また、有害ガス又は引火性ガスの発生のおそれがある場合は安全を確認し作業を行う。</p>																				
20 交通安全及び公害対策	<p>(1) タンクトラック等、大型貨物運搬車両による土砂及び工事用資材の輸送に当たっては、踏切、スクールゾーン等、工事車両が人命等に影響を及ぼす区間が輸送路になる場合、または埃、振動、騒音等の害のある区間が輸送路になる場合は、必要に応じて地域住民及び関係機関等の連絡を密にし、交通安全の確保、公害等の対策に万全を期さねばならない。 (2) 工事期間中は、交通誘導警備員を以下の条件に沿って配置し、現場内における安全確保に努めなければならない。なお、必要となる交通誘導警備員の人数は、作業形態に応じた配置計画等とともに、あらかじめ監督職員と協議すること。</p>																				



A部 (A3:1/100)

札幌市下水道河川局事業推進部		A-22
工事名	新川水再生プラザ第1処理施設 雨水ポンプエンジン用煙突ほか改修工事	
図面名	旧汚泥処理施設屋上伏図	Scale A1=1/100 A3=1/200 令和4年6月



A部 (A3:1/100)

札幌市下水道河川局事業推進部		A-22
工事名	新川水再生プラザ第1処理施設 雨水ポンプエンジン用煙突ほか改修工事	
図面名	旧汚泥処理施設屋上伏図	Scale A1=1/100 A3=1/200 令和4年6月